

資料提供（投げ込み） 令和7年12月4日(木)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
【予算以外に関すること】 総務部 総務課 (電話 059-229-3275)	総務課長 村田 雅章

## 令和7年第4回津市議会定例会追加議案について

別紙のとおり

# 令和7年第4回 津市議会定例会提出予定議案 《 議 案 一 覧 (追加) 》

## 【 詰 問 】

- 詰問第6号 津市アストプラザ会議施設等使用許可処分に係る審査請求について  
《市民部》

審査請求に対し、公益財団法人が実施する事業であるものの、津市アストプラザの会議室4に係る使用許可申請時に公益目的事業であることの明示がなかったこと、公益目的事業であっても収入が費用を上回る可能性であること、本件処分に係る使用目的における収支の状況が明らかでないこと等を踏まえれば、使用区分を「営利又は宣伝を目的とする場合」として本件処分を行ったことは、違法又は不当な行政処分とは認められないことから、「本件審査請求を棄却する」と裁決したいので、本市議会の意見を求める。

- ・審査請求に係る処分 令和6年10月2日付け津市アストプラザ会議施設等使用許可処分（津市指令アプ第0856号）
- ・審 査 請 求 人 公益財団法人三重県国際交流財団
- ・審査請求の概要 医療通訳育成研修を実施するため審査請求人が行った津市アストプラザの会議室4に係る使用許可申請について、施設の使用目的が三重県からの委託事業であったため、使用区分を「営利又は宣伝を目的とする場合」として、使用許可処分を行い、審査請求人が当該使用区分に係る会議室4の使用料5,020円を納付し、当該会議室4を使用した後、審査請求人は、津市長に対し、本件処分を取り消した上で、改めて「その他の場合」に該当するものとして使用許可を行い、納入した使用料から差額分を返還することを求めるもの。